

令和2年度 第2回
四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和2年度事業の進捗状況

及び

令和3年度事業計画

令和3年 2月

四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

【組織・運営体制等】

- ・事業計画の策定 ・職員の姿勢 ・職員のスキルアップ ・きめ細やかな相談支援、記録の実施
- ・行政機関等との連携強化 ・広報活動 ・苦情対応 ・個人情報の保護 ・法令の遵守

市の方針

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにするため、できる限り要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスなどが切れ目なく提供される必要がある。このため、センターは地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う。

令和2年度 事業計画

<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれのセンターの苦情対応、個人情報保護、相談記録、相談実績の集計方法を確認し、標準化を図る。 ・市民への包括支援センターの周知を強化する。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通がスムーズに図れ働きやすい職場にするため、定期的にミーティングを行う。 ・職員のメンタルヘルスを目的にストレスチェックを実施する。 ・定期的な個人面談で個人の目標・実施・評価の進捗を確認し、職員のスキルアップを支援する。 ・個人情報の適正管理の重要性の確認とルールの徹底を月例ミーティングで定期的に行う。 ・住民健診や他機関主催の講話やサロンに積極的に出向き、包括の周知を行う。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した職員の配置とスキル向上のための個人面談の実施（個人目標の設定から目標達成までのサポートを行い、評価することで、スキルの向上と仕事へのモチベーション維持を図る） ・メンタルヘルスチェックの実施（年2回） ・仕事の悩みを個人で抱えない環境の維持 ・個人情報の取り扱いや苦情対応について、適切に対応できるよう取り組み体制を強化する。
--	--	---

実施状況及び問題点

- ・それぞれのセンターの苦情対応、個人情報保護、相談記録、相談実績の集計方法を確認し、標準化を図った。
- ・地域包括支援センターの周知のためにチラシの作成を行い、駅のパンフレットスタンドや市の集団検診の場などで配布している。
- ・職員のメンタルヘルスチェックを実施し、定期的に個人面談を行っている。
- ・きめ細やかな相談支援が行えるよう、経験豊かな職員が経験の浅い職員の相談対応を一緒に行い、育成に努めている。しかし、多様な問題を抱えた相談が増えているため、対応に追われている。

令和3年度 事業計画

- ・多種多様な相談に的確に応じられるよう、職員の育成に努めていく。
- ・困難事例の対応などで、精神的に追い込まれることのないように、メンタルヘルスチェックの実施や個人面談を行っていく。
- ・地域包括支援センターの周知のために、イベント等の人が集まる場所を活用し、チラシの配布を行っていく。

【総合相談支援業務】

- ・ネットワーク構築
- ・実態把握
- ・総合相談支援
- ・介護家族への相談支援
- ・地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

市の方針		
<p>総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の改選があったため、改めてネットワークの構築に注力する。 ・高齢者の生活の異変に気づきやすい事業所との連携をはかる(新聞・牛乳販売店、電気・水道・ガス会社など)。 ・住民同士が気にかけて、相談につながるよう、働きかける。 ・ケースが埋もれないようにするため、毎月相談内容のチェックを行う。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談スキルの向上のため、スーパーバイザーの取り組みを重視する。 ・介護のつどい「虹の会」のワンポイント講話を、会員以外でも参加可能であることを広報の方法を変えて積極的に周知し、介護者支援の場を強化する。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが気軽に安心して相談できるセンター」をモットーに日々の相談援助を行う。 ・介護保険の申請からサービス利用、その種類や料金について、相談者にわかりやすい独自のパンフレットを作成し相談対応を行う。 ・速やかな実態把握訪問と対応を行う。 ・まだ出向けていない高齢者サロンに出向き、センター周知とネットワークづくりを行う。
実施状況及び問題点		
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍ではあるが、担当地区の民生委員の会合に伺い、顔つなぎと連携の確認を行った。また、民生委員の高齢者部会の研修において、地域包括支援センターの説明を行った。 ・高齢者の異変に気づくポイントと包括への情報提供を呼びかけるチラシを作成し、新聞販売店などへ順次配布している。 ・住民同士が気にかけて、相談につなげてもらえるように働きかけているが、コロナ禍で機会が少なくなっている。 ・相談ケースが埋もれないようにするため、毎月相談内容のチェックを行っている。 ・多問題を抱える相談が増加傾向にあり、1件の相談対応に回数や時間がかかるため、相談対応に追われている。 		
令和3年度 事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で困っている人がいた場合に、地域包括支援センターを紹介したり、相談につないでくれるようなネットワークを構築するために、地域住民の集まりで周知したり、民生委員や自治会などと連携を図る。 ・受けた相談をできるだけ早く解決し、また、的確な対応ができるように3職種が協同して対応していく。 		

【権利擁護業務】

- ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築 ・消費者被害の防止

市の方針

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

令和2年度 事業計画

【共通事項】

・成年後見制度の必要性を導けるようなチェックシートを作成し、活用する。
 ・消費者被害防止のため、警察や消費生活センターと情報共有し、市民へ注意喚起する。(よめーる登録の周知含む)

【基幹型】

・介護者のつどい「虹の会」や地域の集まりにおいて引き続き成年後見利用促進のためのわかりやすい講話を開催する。
 ・虐待防止について、地域の集まりの際にパンフレットを配布し、理解促進と早期発見、予防に繋がるような声掛けをし、ネットワークの構築を図る。
 ・虐待対応の流れについて包括内部で研修を行い、対応力を向上させる。

【みなみ】

・昨年に引き続き、関係者との相談や通報がしやすい関係づくりに力を入れる。具体的には、相談を待つのではなく、「心配なケースや支援困難なケースはないか？」などを聞き積極的に情報収集を行う。ケアマネジャー以外の業種との情報交換も意識して行っていく。
 ・市民向けに、成年後見制度や高齢者の虐待防止についての周知のための講話を行う。

実施状況及び問題点

- ・成年後見制度の必要性を導けるようなチェックシートを作成し、活用しはじめている。
- ・消費者被害防止のため、警察や消費生活センターと情報共有し、市民へ注意喚起している。消費生活センターと顔合わせを行い、相談の多い事例や連携方法について打合せを行った。
- ・高齢者虐待や困難事例への対応を、包括支援センター内の専門職や関係者と連携を図りながら速やかに行っている。

令和3年度 事業計画

- ・作成したチェックシートの活用や、市民向けの講座の開催などにより、成年後見制度の活用を促進する。
- ・年1回は、消費生活センターと顔合わせを行い、消費者被害防止のための連携方法の確認を行う。
- ・高齢者虐待や困難事例の速やかな対応を行うとともに、研修会の開催、パンフレットの配布等により介護保険事業所等の専門職や市民の意識の高揚を図り、虐待または、虐待に至る可能性のある対象者を早期に把握する。

【介護予防ケアマネジメント業務(総合事業のケアマネジメント)】

- ・要支援状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、アセスメントを行い、目標設定する。
- ・介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるように支援する

市の方針		
<p>介護予防ケアマネジメント業務は、要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援する。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストの活用により、要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握する。 ・セルフケアマネジメントが行えるよう、介護予防手帳などの作成を行う。 ・地域活動やボランティア活動などの社会参加が介護予防につながることの周知を行う。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「MY介護予防みつけようシート」の活用推進によるフレイル予防と社会参加の重要性の周知啓発を行う。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民主催の介護予防教室の開催支援(3か所)や「介護予防のための基本チェックリスト」の実施等を行い、ハイリスク高齢者の早期発見と対応を行う。 ・事業対象者の支援スタート時に3職種でのアセスメントを実施し、支援経過を見ていく。
実施状況及び問題点		
<ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストの活用により、要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、介護予防に向けた相談支援を行っているが、コロナ禍で件数は少ない状況である。(基本チェックリストの活用の際は、個別相談時や地域の介護予防教室などの集まり) ・セルフケアマネジメントを行うための介護予防手帳作成に向けた検討を実施している。 ・コロナ禍の外出自粛による心身機能低下を予防するため、普段から注意を要する人や窓口相談に来所した人にチラシを配布し、感染防止対策や自宅で取り組める介護予防体操などの周知を行った。 		
令和3年度 事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がセルフケアマネジメントを行うための介護予防手帳を活用することにより、高齢者が介護予防の取り組みを生活に取り入れ、その評価も行えるように支援していく。 ・基本チェックリストを活用して、要支援状態に陥る可能性の高い高齢者を把握し、介護予防の取り組みを支援する。 ・地域活動やボランティア活動などの社会参加が介護予防につながることの周知を地域住民が集う機会を利用して行う。 		

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ・介護支援専門員に対する支援

市の方針

包括的・継続的ケアマネジメント業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

令和2年度 事業計画

<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ事業所以外の介護事業所へ包括の周知をする。 ・通所介護事業所や訪問介護事業所が実績報告などで来所した時に積極的に声掛けをし、相談しやすい環境づくりを行う。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業者に対し、相互に信頼関係を築けるようあらゆる機会をとらえ、積極的に声をかけていく。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険最新情報等の確認や情報収集を定期的に行い、センター内で共有する。 ・引き続き、気軽に相談できる先であることを周知、声掛けをしていく。
--	--	--

実施状況及び問題点

- ・通所介護事業所や訪問介護事業所の担当者が実績報告などで来所した時に積極的に声掛けをし、コミュニケーションを取りやすい関係づくりを行っている。
- ・コロナ禍での困りごとや問い合わせなどが、ケアマネ事業所やその他の介護事業所からも入ってきていて、事業所にとって気軽に相談できる場所になっている。
- ・介護事業所でのコロナ集団感染時には、事業所の支援を市と連携して行った。また、その後の連携方法についても検討し、介護事業所の不安解消のために、コロナ感染者が出た場合の支援方法を周知した。
- ・多職種連携の強化という視点で、在宅医療・介護連携支援センター（下志津病院内）と連携を図り、同センター事業の企画・開催の協力を行っている。

令和3年度 事業計画

- ・引き続き、関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりを、在宅医療・介護連携支援センターと推進していく。
- ・介護事業所が気軽に相談できるような声掛けを行うとともに、困難な事態が発生した場合に、必要となる支援を適時行っていく。

【地域ケア会議推進業務】

- ・医療・介護の専門職、民生委員等の多職種が参加する会議を行う
- ・地域づくり、社会資源の開発等へつなげることを目的として行う

市の方針		
<p>地域包括支援センターは、個別課題の解決のため、包括的支援事業を効率的・効果的に行うとともに、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげることを目的として地域ケア会議を行う。</p> <p>個別ケースの検討にあたっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた医療、介護等の専門職、民生委員、NPO法人、自治会、社会福祉法人、ボランティア等多職種の者が協働する場とする。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ支援、介護予防推進のため自立支援型地域ケア会議を公開で行う。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域ケア会議」と謳わず、地域課題を話し合い、解決に結び付ける地区の打合せ会議の位置づけで強化し、実施していく。 ・個別ケア会議開催を地域のケアマネジャーに積極的に働きかける。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの積重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議を開催する。
実施状況及び問題点		
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援型地域ケア会議は、コロナウイルス感染症拡大のため2回は中止し、1回は非公開で実施。薬剤師、作業療法士などの専門職の参加を得て実施したため、新しい視点による自立支援の推進を図ることができた。公開での開催を行うには、感染拡大防止対策が必要。 ・個別地域ケア会議も回数は少ないながら実施している。地域の困難事例の支援を地域住民や介護サービス提供者等で検討し、役割分担を明確にすることで、高齢者が地域で暮らし続けるための支援体制を構築することができている。 		
令和3年度 事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の蔓延の懸念があるが、オンライン会議等の活用をするなど工夫をしながら自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援・重度化防止を推進する。 ・困難事例等に関する個別地域ケア会議を行い、介護等が必要な高齢者を地域全体で支援していけるような地域づくりを推進する。 		

【指定介護予防支援業務】

- ・特定のサービス事業所に偏らず事業ができています
- ・適切なプランがたてられている

市の方針		
<p>指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことが出来るよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プランチェックの際、インフォーマルサービスも含む自立支援に資するプランになっているか、確認する。 ・インフォーマルサービスの情報収集を行い、活用していく。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援に資するプラン作成を深化推進するため事例検討会を開催する。 ・インテーク面接の姿勢とスキルアップのための内部研修会を開催する。 ・適切なケアプラン作成のための定期的なケアプランチェックと研修を行う。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタート時や計画更新時等に、その方にとっての自立支援について検討する。実施されているかをセンター内で確認する。 ・センター内での事例検討会を実施する。
実施状況及び問題点		
<ul style="list-style-type: none"> ・特定のサービス事業所に偏っていないか、インフォーマルサービスも含む自立支援に資するプランになっているか、をプランチェックの際に確認している。 ・委託プランのチェック方法について、包括支援センターによるばらつきがないか確認が必要。 ・インフォーマルサービスの情報収集を行い、活用している。 ・自立支援に関するリハ専門職等の意見を学ぶため、自立支援型地域ケア会議へ出席している。 ・センター内での事例検討会とプランチェックを実施している。 		
令和3年度 事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・重度化防止に資するプランを作成するため、自立支援型地域ケア会議へ出席したり、包括内で事例検討会を実施する。 ・介護保険サービスのみではなく、インフォーマルサービスの利用も含めた適切なプラン作成を行う。 ・委託プランのチェック方法を包括支援センター同士で確認し、ばらつきがないようにする。 		

【認知症地域支援・ケア向上事業】

- ・関係機関との連携
- ・地域の体制づくり
- ・当事者への支援

【認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業】

- ・チームオレンジの整備、運営支援
- ・ステップアップ講座を受講した認知症サポーターの活用
- ・当事者、家族が参画しやすい環境整備

市の方針		
<p>【認知症地域支援・ケア向上事業】 認知症地域支援・ケア向上事業では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。そのため「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」の推進を図ることを念頭に置き、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、認知症初期集中支援チームと連携し、市等と協働して取組を推進する。</p> <p>【認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業】 市等と協働し、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジ)を地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に掲げた「共生」の地域づくりを推進する。</p>		
令和2年度 事業計画		
<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェの実施場所を増やしていく。 ・企業をはじめ、高齢者と関わりのある団体などへの認知症サポーター養成講座を企画し、実施する。 ・引き続き、認知症サポーターを対象としたステップアップ講座やボランティアミーティングを開催し、当事者や家族を見守り、支援する仕組みづくりを進める。 	<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェの立ち上げに向けて地域の特性や地域課題の把握と、地域住民に対する理解を進める。 ・地域サロンや体操教室で認知症サポーターの周知を行い、受講者の増加を図る。 ・ボランティアミーティング等で各地域で始まっている活動を紹介し、活動の場として結び付けていく。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、オレンジカフェを開催し、出前オレンジカフェの開催回数を増やす。 ・認知症高齢者等の家族交流会を開催する。 ・ボランティアに登録された方の力を活用し、カフェや交流会を行う。
実施状況及び問題点		
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェの実施場所は1か所増えたが、コロナ禍で開催できない日が多くなっている。 ・認知症カフェが中止となることで、家族や当事者の社会参加の場が減り、当事者の症状の進行や介護者の不安が増している。そのため、電話での生活状況の確認や相談対応を実施している。 ・コロナ禍で認知症サポーター養成講座の開催は例年より少ない。(6回、130人) ・認知症サポーターを対象としたステップアップ講座は開催した。ボランティアミーティングで家族の思いをお伝えするためのDVDの作成を行っている。 		
令和3年度 事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人やその家族のニーズを把握し、ボランティア活動の具体的内容を検討する。 ・認知症サポーターを対象としたステップアップ講座やボランティアミーティングを開催し、受講勧奨することにより、当事者や家族を見守り、支援できるボランティアを養成する。 ・当事者や家族の社会参加の場ともなる認知症カフェを増やしていく。 ・企業をはじめ、高齢者と関わりのある団体などへの認知症サポーター養成講座を企画し、実施する。 		

【認知症初期集中支援推進事業】

- ・支援チームと医療関係者との連携
- ・支援チームに関する普及啓発
- ・認知症初期集中支援の実施

市の方針
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を整備する。
令和2年度 事業計画
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームとして接点のない医療機関に積極的に関わりながら、医師にもチームの存在と活動をアピールする。 ・中学校地区単位と小規模の各地域単位で、住民のニーズに沿った形での普及啓発講座を開催する。
実施状況及び問題点
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響で令和2年度当初よりチーム員会議をオンライン会議に変更し、例年どおりの開催回数を維持できた。 ・昨年度よりも医療機関との関わりは少なかった。要因としては、本人自身が医療機関にかかることへの拒否が強く、受診につながらなかったことや、家族がかかりつけ医と話ができる関係性にあり、チーム員が介入する必要性がなかったことなどがあげられる。 ・支援の依頼は、本人の介入拒否が強く、適切な医療や介護サービスにつながらず、周囲の人が周辺症状に困っているケースの割合が高くなっている。 ・5月から予定していた認知症普及啓発講座は中止が続いたが、11月6日には感染予防対策を行ったうえで開催することができた。コロナウイルス感染症の影響で参加者人数の制限を設けていること、また、感染に関する不安もあってか、参加者は14名と少なかった。
令和3年度 事業計画
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の診断を受けた人やその家族への支援を早期から行うために、医療機関からチームに情報が入る体制づくりを進める。 ・認知症普及啓発講座に関しては、今後もハイブリットでの開催を行い、コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるとともに、一人でも多くの市民の認知症への理解が進み、認知症になっても安心して暮らし続けられる体制づくりに取り組んでいく。

【生活支援体制整備事業】

- ・地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ・地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ・関係者のネットワーク化
- ・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ・生活支援の担い手養成やサービスの開発

市の方針

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的にしている。

地域包括支援センターは、生活支援コーディネーターと連携するとともに、必要な会議への参加、市民への普及啓発等、市と協働して取組を推進する。

令和2年度 事業計画

【基幹型】

- ・地域ごとに3つのSの公開(パンフレット・マップ)を支援する。
- ・期限を決め、第2層協議体を配置する。
- ・第2層の生活支援コーディネーターの配置を目指す。
- ・四街道市地域支えあい推進会議を定例で開催する。

実施状況及び問題点

【基幹型】

- ・四街道市地域支えあい推進会議(第1層)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催予定4回のうち1回の開催となり、2月にオンラインで2回目の開催を予定している。
- ・第2層の生活支援コーディネーターを1地区に配置できた。同地区において、広報紙(チラシ)の発行や地域の情報を盛り込んだ地図を作成した。
- ・コロナ禍で大勢の住民が集う活動はほぼ実施できず、地区全体で支えあいを広げる取組はできなかったが、一部の中学校区、自治会では3密に注意して数回の活動を行った。
- ・3つのSを網羅した冊子「高齢者のための地域情報」や地域の支えあい活動を掲載した「支えあいガイドブック」、地域での支えあいを紹介した「支えあい通信」第6・7・8号を発行し、コロナ禍だからこそ支えあいが大事であることを広報した。
- ・買い物困難地域と移動販売とのマッチングを行った。

令和3年度 事業計画

【基幹型】

- ・四街道市地域支えあい推進会議(第1層)を開催する。(オンライン会議を含む)
- ・第2層協議体未設置地区での協議体設置と、第2層生活支援コーディネーター未配置地区へのコーディネーター配置を進める。
- ・新型コロナウイルス感染症の終息時期が予測できないため、地域で集う以外で支えあいを広げる活動を検討し、実施する。
- ・たすけあい活動、ボランティア活動等既存の団体のコロナ禍の課題を共有し、活動を止めないための支援を行う。
- ・支えあい活動の情報の発信(市政だより掲載・「支えあい通信」発行等)を行う。
- ・企業、施設等への地域づくりに関する情報発信と情報収集を行う。

【基幹型業務】

- ・包括間の連絡会の企画、立案、調整、実施に関すること(業種・業務別の開催、情報交換、研修など)
- ・市全域にかかわる事業の企画・立案・実施
 - ①介護事業所等の関係団体の連絡会の開催支援
 - ②虐待防止ネットワーク会議(本会議)
 - ③施設向け虐待防止研修
 - ④認知症サポーター養成講座事務局
 - ⑤キャラバン・メイトに関すること
 - ⑥主任ケアマネが企画する市内ケアマネ向けの研修
 - ⑦成年後見制度に関する研修

市の方針
<p>地域の課題や目標をセンター間で共有しながら、相互に連携し効果的に取り組みを推進するため、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などを行う。</p>
令和2年度 事業計画
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向け「成年後見制度研修会」の開催 ・虐待防止ネットワーク会議の開催 ・措置入所に関する勉強会の開催 ・介護事業所等の関係団体の連絡会、研修会の開催支援 ・ケアマネジャー向け「個別地域ケア会議研修会」の開催 ・多職種協働自立支援型ケア研修会の開催 ・認知症サポーター養成講座の事務局業務 ・キャラバン・メイトに関すること ・施設向け「虐待防止研修会」の実施を施設に働きかける
実施状況及び問題点
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染拡大防止のため、市民向け「成年後見制度研修会」は中止し、成年後見制度啓発のためのパンフレットを作成し、相談の際に活用している。 ・虐待防止ネットワーク会議は中止し、関係者向けに「コロナ禍での介護者負担の理解と虐待防止」のポスターを作成し、配布した。 ・包括職員のスキルアップを目的に、市職員講師による措置入所及び成年後見制度市長申し立てに関する勉強会を開催した。 ・介護事業所等の関係団体の連絡会、研修会の開催支援として総会の書面議決に関する支援やオンラインでの研修会、役員会開催支援及び講師の調整を行った。 ・介護関係者に対し、コロナウイルス感染拡大防止に向けた情報発信を定期的に行った。また、個別相談ケースへの対応支援などを、市とともに行った。 ・認知症サポーター養成講座の事務局業務を行っているが、コロナウイルス感染拡大のため講座開催依頼は減少している。 ・キャラバン・メイトの養成やスキルアップに関わる研修会等の事務を行っている。 ・コロナウイルス感染拡大防止のため、施設職員向け虐待防止研修会は開催できない状況にある。
令和3年度 事業計画
<p>【基幹型】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①介護事業所等の関係団体の連絡会・研修会の開催支援 ②専門職向け虐待防止に関する啓発、研修会の開催 ③自立支援型地域ケア会議の運営 ④市民向け成年後見制度に関する研修会開催 ⑤共通する事業に関して地域型包括支援センター、市との連絡、調整

【総合相談支援・権利擁護】

基幹型包括

業務	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援(年間の実人数)	今年初めての時の	98	84	118	91	88	76	99	74	69				797
総合相談支援(月の実人数)	その月に1回	98	110	161	139	145	130	168	142	134				1,227
※(内)権利擁護(虐待&後見)		7	6	5	6	3	4	4	9	2				46

(実人数に対する相談内容件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護・日常生活に関する相談		57	68	105	91	90	85	107	87	88				778
(内)認知症に関する相談		15	19	24	22	31	20	29	19	25				204
サービスの利用に関する相談		31	28	43	47	39	31	38	42	26				325
医療に関する相談		9	10	7	8	12	18	11	16	12				103
所得・家庭生活に関する相談		8	7	10	8	6	7	11	10	10				77
権利擁護に関する相談		10	7	9	7	4	7	5	9	3				61
(内)虐待に関すること		3	5	1	3	3	1	1	4	1				22
(内)成年後見制度に関すること		4	1	4	3	0	3	3	5	1				24
障害福祉に関する相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
安否確認		1	1	0	3	1	1	3	2	3				15
苦情相談		0	2	3	2	2	2	1	1	0				13
その他		15	14	31	31	22	23	26	28	19				209
合 計		131	137	208	197	176	174	202	195	161	0	0	0	1,581
(内)は合計に含まれていない。														

(相談に対する対応件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談・傾聴		55	78	117	101	94	87	116	103	100				851
情報提供		42	64	84	54	73	63	73	57	47				557
連絡・調整		147	146	172	139	143	122	133	126	121				1,249
申請(代行)		2	3	10	8	2	4	7	5	8				49
確認		15	19	53	49	39	28	37	16	26				282
訪問対応		9	4	10	15	11	9	11	15	12				96
苦情対応		0	0	1	0	0	1	0	0	0				2
その他		6	1	5	4	11	6	7	6	6				52
合 計		276	315	452	370	373	320	384	328	320	0	0	0	3,138

総合相談支援の相談方法(延べ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電 話 発	24	21	22	13	8	16	13	6	10				133
電 話 受	72	83	129	104	101	99	107	106	103				904
訪 問	18	23	20	37	24	23	34	27	24				230
来 所	42	36	59	64	69	56	67	73	49				515
そ の 他	6	2	1	7	4	3	3	7	2				35
合 計	162	165	231	225	206	197	224	219	188	0	0	0	1,817

【包括的・継続的ケアマネジメント】

基幹型包括

CMからの相談のみ。主任CM以外が受けた場合も含む。

業務	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延 人 数		9	3	8	9	3	6	4	6	5				53
相 談 実 人 数		8	3	8	7	3	5	4	5	5				48

(相談件数): 重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認		2	1	0	3	0	0	0	0	1				7
社会資源の紹介・情報提供		3	0	0	1	0	0	1	0	1				6
ケアマネジメントに関すること		2	1	4	1	2	3	1	3	2				19
対人援助技術		3	1	2	0	1	1	0	1	0				9
主治医連携		0	0	0	2	0	0	0	0	0				2
同行訪問		0	0	1	0	0	0	0	0	0				1
個人の悩み事相談		0	0	1	0	0	2	0	0	0				3
その他		1	0	4	2	0	1	2	2	1				13
合 計		11	3	12	9	3	7	4	6	5	0	0	0	60

(対応件数): 重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認		1	1	0	3	0	1	1	1	1				9
社会資源の紹介・情報提供		3	0	0	1	1	0	1	0	2				8
ケアマネジメントに関すること		2	2	5	0	1	3	1	3	2				19
対人援助技術		3	1	2	1	1	1	0	1	1				11
主治医連携		0	0	0	2	0	0	0	0	0				2
同行訪問		0	0	1	1	0	0	0	0	0				2
個人の悩み事相談		0	0	1	0	0	1	0	0	0				2
その他		3	0	4	4	1	1	1	2	1				17
合 計		12	4	13	12	4	7	4	7	7	0	0	0	70

【指定介護予防支援】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延 人 数	308	184	221	354	317	339	317	303	325				2,668
相 談 実 数	224	131	170	261	271	272	269	273	276				2,147

相談実数はその月の実数

【虐待】

基幹型包括

1) 虐待の相談取扱件数

(4~12月)

	H30年度	R元年度	R2年度
実人数	18	15	5

* コアメンバー会議にかけた件数（会議の結果、虐待として対応しなかった件数も含む）

2) 相談者の内訳

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
ケアマネジャー	9	6	1	25.0%
同居家族	1	0	0	0.0%
別居家族	0	4	2	50.0%
被虐待者	1	0	0	0.0%
虐待者	0	0	0	0.0%
知人隣人	1	1	0	0.0%
民生委員	1	1	0	0.0%
警察署	1	0	0	0.0%
高齢者支援課	0	1	0	0.0%
健康増進課	1	0	0	0.0%
障害相談支援事業所	0	0	0	0.0%
デイ・ショート施設職員	0	0	0	0.0%
訪問看護師	0	0	1	25.0%
包括支援センター	0	2	0	0.0%
他の包括支援センター	0	0	0	0.0%
病院	0	0	0	0.0%
初期集中	1	0	0	0.0%
合計	16	15	4	100.0%

3) 被虐待者の性別

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
男	3	3	1	25.0%
女	13	12	3	75.0%
合計	16	15	4	100.0%

4) 虐待の種類（重複含む）

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
身体的	12	10	3	27.3%
心理的	12	11	3	27.3%
経済的	4	6	2	18.2%
性的	0	0	0	0.0%
放棄・放任	4	6	3	27.3%
合計	32	33	11	100.0%

5) 虐待者の内訳

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
夫	6	4	0	0.0%
妻	2	0	0	0.0%
息子	5	8	3	75.0%
娘	2	1	1	25.0%
息子の配偶者	1	2	0	0.0%
娘の配偶者	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹	0	0	0	0.0%
兄弟・姉妹の配偶者	0	0	0	0.0%
孫	0	0	0	0.0%
姪・甥	0	0	0	0.0%
知人	0	0	0	0.0%
複数虐待者	0	0	0	0.0%
介護職員（居宅）	0	0	0	0.0%
介護職員（施設）	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0.0%
合計	16	15	4	100.0%

6) 被虐待者の要介護度

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
要支援 1	0	0	1	25.0%
要支援 2	0	1	0	0.0%
要介護 1	4	2	0	0.0%
要介護 2	7	5	1	25.0%
要介護 3	3	4	1	25.0%
要介護 4	0	0	1	25.0%
要介護 5	0	0	0	0.0%
申請中	0	0	0	0.0%
不明 若しくは 未申請	2	3	0	0.0%
合計	16	15	4	100.0%

7) 被虐待者の認知症

○認知症の有無

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
あり	9	7	3	75.0%
なし	7	3	0	0.0%
不明	0	5	1	25.0%
合計	16	15	4	100.0%

8) 高齢者虐待対応結果

	H30年度	R元年度	R2年度
各年度中新規	9	11	2
前年度からの継続	7	4	2
各年度取扱数	16	15	4
各年度終了数	12	13	4
次年度に継続する数	4	2	

○緊急対策部会開催数

H30年度	34回
R元年度	42回
R2年度	17回

【総合相談支援・権利擁護】

みなみ包括

業務	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援(年間の実人数)		83	60	55	67	61	67	68	62	55				578
総合相談支援(月の実人数)		82	80	85	97	101	102	131	113	143				934
※(内)権利擁護(虐待&後見)		6	3	0	1	7	7	7	8	5				44

(実人数に対する相談内容件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護・日常生活に関する相談		59	57	57	67	76	74	73	70	66				599
(内)認知症に関する相談		13	18	9	17	19	24	25	27	15				167
サービスの利用に関する相談		23	28	26	24	31	23	38	40	31				264
医療に関する相談		6	13	8	4	7	3	13	11	7				72
所得・家庭生活に関する相談		7	7	6	14	9	11	10	14	15				93
権利擁護に関する相談		6	5	0	3	5	5	9	6	4				43
(内)虐待に関すること		3	2	0	0	3	6	4	7	0				25
(内)成年後見制度に関すること		3	1	0	1	4	1	3	1	5				19
障害福祉に関する相談		0	1	0	1	1	1	0	1	1				6
安否確認		0	0	0	0	0	0	3	1	6				10
苦情相談		0	0	0	0	1	0	2	1	2				6
その他		7	5	15	12	10	27	31	26	25				158
合計 (内)は合計に含まれていない。		108	116	112	125	140	144	179	170	157				1251

(相談に対する対応件数):重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談・傾聴		117	112	93	130	117	143	172	139	128				1151
情報提供		70	74	70	76	107	139	156	119	135				946
連絡・調整		70	69	44	66	87	89	94	88	98				705
申請(代行)		4	5	7	8	5	9	7	9	11				65
確認		50	64	129	73	108	121	138	102	82				867
訪問対応		6	8	10	14	23	37	28	27	39				192
苦情対応		0	0	1	0	0	0	1	0	1				3
その他		20	7	2	4	4	5	5	9	8				64
合計		337	339	356	371	451	543	601	493	502	0	0	0	3993

総合相談支援の相談方法(延べ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話発	8	7	12	11	12	4	9	5	7				75
電話受	90	97	69	96	97	118	139	139	118				963
訪問	18	20	31	28	34	12	38	33	42				256
来所	40	36	51	50	54	51	59	54	42				437
その他	0	1	0	2	0	0	2	1	1				7
合計	156	161	163	187	197	185	247	232	210	0	0	0	1738

【包括的・継続的ケアマネジメント】

みなみ包括

CMからの相談のみ。主任CM以外が受けた場合も含む。

業務	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延 人 数		5	6	7	5	8	9	6	3	6				55
相 談 実 人 数		4	6	7	5	11	7	6	3	4				53

(相談件数): 重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認				1	1	4	4		2	1				13
社会資源の紹介・情報提供			1		1	1	1	1						5
ケアマネジメントに関すること		5	4	3	2	2	4	2	1	2				25
対人援助技術		1	1	1		1		3		3				10
主治医連携														0
同行訪問				1										1
個人の悩み事相談														0
その他				1	1	3								5
合 計		6	6	7	5	11	9	6	3	6	0	0	0	59

(対応件数): 重複あり

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制度説明・確認				1	1	4	4		2	1				13
社会資源の紹介・情報提供		1	2			1	1	1						6
ケアマネジメントに関すること		3	4	3	3	3	4	2	1					23
対人援助技術		2		2		2	4	3		5				18
主治医連携														0
同行訪問			1	1										2
個人の悩み事相談														0
その他				1	3	2								6
合 計		6	7	8	7	12	13	6	3	6	0	0	0	68

【指定介護予防支援】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延 人 数	428	338	341	333	313	341	363	340	356				3153
相 談 実 数	226	194	201	186	186	206	199	194	198				1790

相談実数はその月の実数

【虐待】

みなみ包括

1) 虐待の相談取扱件数

(4～1月)

	H30年度	R元年度	R2年度
実人数	10	5	0

*コアメンバー会議にかけた件数（会議の結果、虐待として対応しなかった件数も含む）

2) 相談者の内訳

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
ケアマネジャー	6	2	0	#DIV/0!
同居家族	0	0	0	#DIV/0!
別居家族	1	1	0	#DIV/0!
被虐待者	1	0	0	#DIV/0!
虐待者	0	1	0	#DIV/0!
知人隣人	0	0	0	#DIV/0!
民生委員	0	0	0	#DIV/0!
警察署	1	1	0	#DIV/0!
高齢者支援課	0	0	0	#DIV/0!
障害者支援課	0	0	0	#DIV/0!
生活支援課	1	0	0	#DIV/0!
障害相談支援事業所	0	0	0	#DIV/0!
デイ・ショート施設職員	0	0	0	#DIV/0!
他の包括支援センター	0	0	0	#DIV/0!
病院	0	0	0	#DIV/0!
合計	10	5	0	#DIV/0!

3) 被虐待者の性別

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
男	1	2	0	#DIV/0!
女	9	3	0	#DIV/0!
合計	10	5	0	#DIV/0!

4) 虐待の種類（重複含む）

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
身体的	5	2	0	#DIV/0!
心理的	6	3	0	#DIV/0!
経済的	3	1	0	#DIV/0!
性的	0	0	0	#DIV/0!
放棄・放任	1	1	0	#DIV/0!
虐待の事実なし	0	1	0	#DIV/0!
判断できず	0	0	0	#DIV/0!
合計	15	8	0	#DIV/0!

5) 虐待者の内訳

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
夫	1	1	0	#DIV/0!
妻	0	1	0	#DIV/0!
息子	7	2	0	#DIV/0!
娘	2	1	0	#DIV/0!
息子の配偶者	0	0	0	#DIV/0!
娘の配偶者	0	0	0	#DIV/0!
兄弟・姉妹	0	0	0	#DIV/0!
兄弟・姉妹の配偶者	0	0	0	#DIV/0!
孫	0	0	0	#DIV/0!
姪・甥	0	0	0	#DIV/0!
知人	0	0	0	#DIV/0!
複数虐待者	0	0	0	#DIV/0!
介護職員（居宅）	0	0	0	#DIV/0!
介護職員（施設）	0	0	0	#DIV/0!
その他	0	0	0	#DIV/0!
合計	10	5	0	#DIV/0!

6) 被虐待者の要介護度

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
要支援 1	1	0	0	#DIV/0!
要支援 2	1	0	0	#DIV/0!
要介護 1	1	0	0	#DIV/0!
要介護 2	4	3	0	#DIV/0!
要介護 3	1	0	0	#DIV/0!
要介護 4	0	1	0	#DIV/0!
要介護 5	0	0	0	#DIV/0!
申請中	0	0	0	#DIV/0!
不明 若しくは 未申請	2	1	0	#DIV/0!
合計	10	5	0	#DIV/0!

7) 被虐待者の認知症

○認知症の有無

	H30年度	R元年度	R2年度	構成比
あり	6	5	0	#DIV/0!
なし	4	0	0	#DIV/0!
不明	0	0	0	#DIV/0!
合計	10	5	0	#DIV/0!

8) 高齢者虐待対応結果

	H30年度	R元年度	R2年度
各年度中新規	9	3	0
前年度からの継続	1	2	0
各年度取扱数	10	5	0
各年度終了数	8	5	0
次年度に継続する数	2	0	0

○緊急対策部会開催数

H30年度	22回
R元年度	9回
R2年度	0回

令和3年度

四街道市地域包括支援センター 予算（案）

令和3年度 地域包括支援センター予算(総括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
市受託金	73,865,676	72,730,903	△ 1,134,773
介護保険収入	15,060,096	15,452,316	392,220
介護予防事業繰入金	829,980	839,988	10,008
支払資金残高繰入収入	1,234,720	1,470,046	235,326
合計	90,990,472	90,493,253	△ 497,219

【歳出】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
職員俸給	28,110,000	28,985,400	875,400
職員諸手当	22,129,234	19,707,980	△ 2,421,254
法定福利費	14,426,199	14,210,157	△ 216,042
臨時職員給与	17,456,652	18,687,747	1,231,095
福利厚生費	126,500	126,000	△ 500
旅費交通費	99,500	86,200	△ 13,300
諸謝金	790,000	722,000	△ 68,000
消耗品費	472,195	395,955	△ 76,240
印刷製本費	228,000	286,300	58,300
燃料費	199,256	188,312	△ 10,944
修繕費	180,000	117,600	△ 62,400
通信運搬費	848,400	966,930	118,530
業務委託費	1,375,716	1,484,616	108,900
保険料	308,160	181,370	△ 126,790
賃借料	3,072,568	3,019,984	△ 52,584
租税公課費	31,600	25,200	△ 6,400
研修費	48,000	142,700	94,700
保健衛生費	90,540	98,550	8,010
食料費	41,600	37,240	△ 4,360
負担金	41,000	41,000	0
手数料	30,040	31,360	1,320
繰出金	829,980	839,988	10,008
予備費	55,332	110,664	55,332
計	90,990,472	90,493,253	△ 497,219

令和3年度 地域包括支援センター予算 (包括的支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
市受託金	46,408,201	45,120,150	△ 1,288,051
介護予防事業繰入金	829,980	816,228	△ 13,752
合計	47,238,181	45,936,378	△ 1,301,803

【歳出】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
職員俸給	17,783,100	18,336,300	553,200
職員諸手当	14,743,931	12,915,476	△ 1,828,455
法定福利費	8,043,056	7,889,284	△ 153,772
臨時職員給与	3,220,260	3,220,260	0
福利厚生費	59,200	58,800	△ 400
旅費交通費	29,200	29,200	0
諸謝金	180,000	252,000	72,000
消耗品費	171,800	125,000	△ 46,800
印刷製本費	135,000	182,300	47,300
燃料費	107,240	101,480	△ 5,760
修繕費	90,000	88,800	△ 1,200
通信運搬費	597,600	701,130	103,530
業務委託費	99,264	149,412	50,148
保険料	197,810	125,810	△ 72,000
賃借料	1,600,840	1,518,136	△ 82,704
租税公課費	17,200	17,200	0
研修費	20,000	76,700	56,700
保健衛生費	90,540	98,550	8,010
食料費	5,200	3,600	△ 1,600
負担金	41,000	41,000	0
手数料	5,940	5,940	0
予備費	0	0	0
計	47,238,181	45,936,378	△ 1,301,803

令和3年度 地域包括支援センター予算 (認知症総合支援事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
市受託金	14,241,675	13,823,452	△ 418,223
介護予防事業繰入金	0	11,880	11,880
合計	14,241,675	13,835,332	△ 406,343

【歳出】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
職員俸給	6,266,700	6,404,100	137,400
職員諸手当	4,508,001	4,018,763	△ 489,238
法定福利費	2,541,154	2,508,393	△ 32,761
臨時職員給与	0	0	0
福利厚生費	16,200	16,800	600
旅費交通費	11,600	13,200	1,600
諸謝金	430,000	350,000	△ 80,000
消耗品費	158,000	140,000	△ 18,000
印刷製本費	0	0	0
燃料費	0	0	0
修繕費	0	0	0
通信運搬費	8,400	8,400	0
業務委託費	27,984	42,672	14,688
保険料	4,000	3,640	△ 360
賃借料	256,036	280,524	24,488
租税公課費	0	0	0
研修費	10,000	48,000	38,000
保健衛生費	0	0	0
食料費	3,600	840	△ 2,760
負担金	0	0	0
手数料	0	0	0
予備費	0	0	0
計	14,241,675	13,835,332	△ 406,343

令和3年度 地域包括支援センター予算 (生活支援体制整備事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
市受託金	13,215,800	13,787,301	571,501
介護予防事業繰入金	0	11,880	11,880
合計	13,215,800	13,799,181	583,381

【歳出】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
職員俸給	4,060,200	4,245,000	184,800
職員諸手当	2,877,302	2,773,741	△ 103,561
法定福利費	2,102,120	2,187,687	85,567
臨時職員給与	2,502,360	2,990,647	488,287
福利厚生費	18,700	16,800	△ 1,900
旅費交通費	46,700	23,000	△ 23,700
諸謝金	180,000	120,000	△ 60,000
消耗品費	118,030	106,590	△ 11,440
印刷製本費	48,000	59,000	11,000
燃料費	0	0	0
修繕費	0	0	0
通信運搬費	75,600	75,600	0
業務委託費	987,984	1,002,672	14,688
保険料	4,000	3,640	△ 360
賃借料	152,004	152,004	0
租税公課費	0	0	0
研修費	10,000	10,000	0
保健衛生費	0	0	0
食料費	32,800	32,800	0
負担金	0	0	0
手数料	0	0	0
予備費	0	0	0
計	13,215,800	13,799,181	583,381

令和3年度 地域包括支援センター予算 (介護予防事業分)

【歳入】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
介護保険収入	15,060,096	15,452,316	392,220
支払資金残高繰入収入	1,234,720	1,470,046	235,326
合計	16,294,816	16,922,362	627,546

【歳出】

(単位：円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減 (R3-R2)
職員俸給	0	0	0
職員諸手当	0	0	0
法定福利費	1,739,869	1,624,793	△ 115,076
臨時職員給与	11,734,032	12,476,840	742,808
福利厚生費	32,400	33,600	1,200
旅費交通費	12,000	20,800	8,800
諸謝金	0	0	0
消耗品費	24,365	24,365	0
印刷製本費	45,000	45,000	0
燃料費	92,016	86,832	△ 5,184
修繕費	90,000	28,800	△ 61,200
通信運搬費	166,800	181,800	15,000
業務委託費	260,484	289,860	29,376
保険料	102,350	48,280	△ 54,070
賃借料	1,063,688	1,069,320	5,632
租税公課費	14,400	8,000	△ 6,400
研修費	8,000	8,000	0
保健衛生費	0	0	0
食料費	0	0	0
負担金	0	0	0
手数料	24,100	25,420	1,320
繰出金	829,980	839,988	10,008
予備費	55,332	110,664	55,332
計	16,294,816	16,922,362	627,546

令和3年度

みなみ地域包括支援センター 予算（案）

令和3年度 みなみ地域包括支援センター予算(総括)

【歳入】

(単位:円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減(R3-R2)
市委託料	34,046,500	36,712,950	2,666,450
介護予防事業繰入金	1,937,000	813,168	△ 1,123,832
介護保険収入	12,090,000	12,088,980	△ 1,020
合計	48,073,500	49,615,098	1,541,598

【歳出】

(単位:円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減(R3-R2)
職員俸給	17,640,000	18,581,735	941,735
職員諸手当	10,250,000	10,575,401	325,401
法定福利費	6,715,000	7,101,458	386,458
臨時職員給与	8,232,000	9,429,583	1,197,583
福利厚生費	75,000	80,300	5,300
旅費交通費	2,500	7,000	4,500
諸謝金	80,000	0	△ 80,000
消耗品費	123,000	158,908	35,908
印刷製本費	125,000	104,880	△ 20,120
燃料費	160,000	181,380	21,380
修繕費	240,000	29,700	△ 210,300
通信運搬費	448,000	545,880	97,880
業務委託費	28,000	0	△ 28,000
損害保険料	404,000	266,926	△ 137,074
賃貸料	1,428,000	1,461,741	33,741
公租公課費	24,000	10,800	△ 13,200
研修費	133,000	63,000	△ 70,000
保健衛生費	2,000	194,318	192,318
食料費	1,000	0	△ 1,000
負担金支出	24,000	1,000	△ 23,000
手数料	2,000	7,920	5,920
繰出金	1,937,000	813,168	△ 1,123,832
予備費	0	0	0
計	48,073,500	49,615,098	1,541,598

令和3年度 みなみ地域包括支援センター予算(包括的支援事業分)

【歳入】

(単位:円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減(R3-R2)
市受託金収入	28,374,500	31,023,602	2,649,102
介護予防事業繰入金	1,937,000	813,168	△ 1,123,832
合計	30,311,500	31,836,770	1,525,270

【歳出】

(単位:円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減(R3-R2)
職員俸給	14,994,000	15,747,200	753,200
職員諸手当	8,677,650	9,128,296	450,646
法定福利費	4,718,350	5,061,616	343,266
臨時職員給与	0	0	0
福利厚生費	34,000	36,500	2,500
旅費交通費	1,000	1,000	0
諸謝金	30,000	0	△ 30,000
消耗品費	36,000	67,266	31,266
印刷製本費	45,000	44,640	△ 360
燃料費	80,000	96,720	16,720
修繕費	180,000	14,850	△ 165,150
通信運搬費	320,000	404,496	84,496
業務委託費	19,000	0	△ 19,000
損害保険料	304,000	166,138	△ 137,862
賃貸料	803,000	874,460	71,460
公租公課費	18,000	10,800	△ 7,200
研修費	50,000	10,000	△ 40,000
保健衛生費	0	167,388	167,388
食料費	500	0	△ 500
負担金支出	1,000	1,000	0
手数料	0	4,400	4,400
計	30,311,500	31,836,770	1,525,270

令和3年度 みなみ地域包括支援センター予算(認知症総合支援事業)

【歳入】

(単位:円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減(R3-R2)
市受託金収入	5,672,000	5,689,348	17,348
介護予防事業繰入金	0	0	0
合計	5,672,000	5,689,348	17,348

【歳出】

(単位:円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減(R3-R2)
職員俸給	2,646,000	2,834,535	188,535
職員諸手当	1,572,350	1,447,105	△ 125,245
法定福利費	832,650	902,402	69,752
臨時職員給与	0	0	0
福利厚生費	7,000	7,300	300
旅費交通費	500	3,600	3,100
諸謝金	50,000	0	△ 50,000
消耗品費	20,000	42,593	22,593
印刷製本費	45,000	23,040	△ 21,960
燃料費	44,000	32,240	△ 11,760
修繕費	30,000	4,950	△ 25,050
通信運搬費	88,000	113,544	25,544
業務委託費	6,000	0	△ 6,000
損害保険料	39,000	40,262	1,262
賃貸料	284,000	172,967	△ 111,033
公租公課費	3,000	0	△ 3,000
研修費	3,000	38,000	35,000
保健衛生費	0	25,930	25,930
食料費	500	0	△ 500
負担金支出	1,000	0	△ 1,000
手数料	0	880	880
計	5,672,000	5,689,348	17,348

令和3年度 みなみ地域包括支援センター予算(介護予防支援事業)

【歳入】

(単位:円)

節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減(R3-R2)
介護保険収入	10,153,000	11,275,812	1,122,812
包括的支援事業繰出金	1,937,000	813,168	△ 1,123,832
合計	12,090,000	12,088,980	△ 1,020

【歳出】

(単位:円)

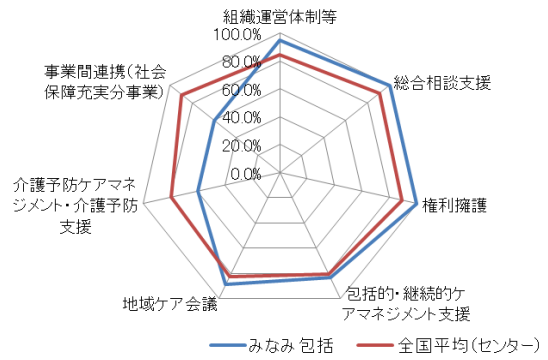
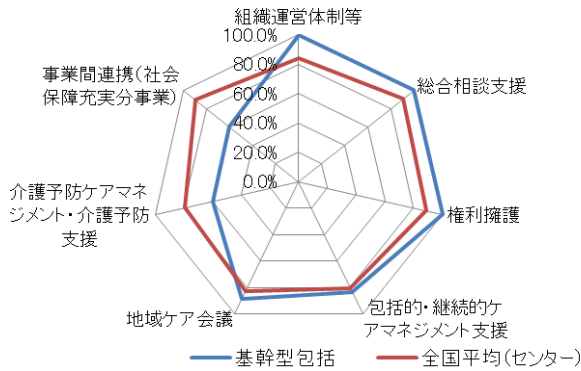
節	令和2年度予算	令和3年度予算	増減(R3-R2)
職員俸給	0	0	0
職員諸手当	0	0	0
法定福利費	1,164,000	1,137,440	△ 26,560
臨時職員給与	8,232,000	9,429,583	1,197,583
福利厚生費	34,000	36,500	2,500
旅費交通費	1,000	2,400	1,400
諸謝金	0	0	0
消耗品費	67,000	49,049	△ 17,951
印刷製本費	35,000	37,200	2,200
燃料費	36,000	52,420	16,420
修繕費	30,000	9,900	△ 20,100
通信運搬費	40,000	27,840	△ 12,160
業務委託費	3,000	0	△ 3,000
損害保険料	61,000	60,526	△ 474
賃貸料	341,000	414,314	73,314
公租公課費	3,000	0	△ 3,000
研修費	80,000	15,000	△ 65,000
保健衛生費	2,000	1,000	△ 1,000
食料費	0	0	0
負担金支出	22,000	0	△ 22,000
手数料	2,000	2,640	640
繰出金	1,937,000	813,168	△ 1,123,832
予備費	0	0	0
計	12,090,000	12,088,980	△ 1,020

地域包括支援センターの事業評価

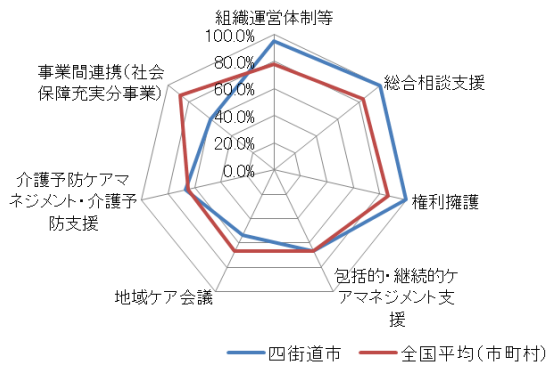
資料3
令和3年2月

図：地域包括支援センターの取組状況(令和元年度)

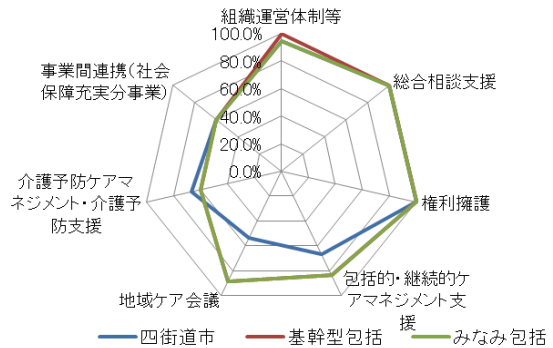
各センターと全国平均の比較



四街道市と全国平均の比較



四街道市と各センターの比較



1. 全国平均との比較から見える課題

包括支援センターは、事業間連携と介護予防ケアマネジメント・介護予防支援が下回っており、行政は、事業間連携と地域ケア会議が下回っています。ただし、事業間連携はコロナ禍において多職種協働研修が開催できなかったことによるものであり、開催した場合は全国平均を上回るものとなります。そのため、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援と地域ケア会議について検討する必要があります。

2. 現状で取組が進んでいない業務とその要因

包括支援センターの介護予防ケアマネジメント・介護予防支援については、「自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して示された方針を委託先の居宅介護支援事業所へ周知すること」と「利用者のセルフマネジメントを推進するために市から示された支援の手法を活用すること」が未実施でした。令和2年度に居宅介護支援事業所への周知を行い、セルフケアマネジメントを推進するための介護予防手帳の作成に取り組んでいるところです。地域ケア会議については努力義務の業務であったため、積極的に取り組むことができておりませんが、介護予防・重度化防止に資する自立支援型地域ケア会議も必要と考え、令和2年度はコロナ禍ではありますが、リハ職・歯科衛生士・栄養士・薬剤師など専門職にアドバイザーになってもらい、1回実施しました。

3. 今後の取組

相談業務をしっかりと行いつつ、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの推進や自立支援型地域ケア会議の開催・参加を進めていきます。

○四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（改正内容の説明において「地密」と表記）及び四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（改正内容の説明において「地予」と表記）の一部改正の概要

第1. 改正の趣旨

介護サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準については、国において、3年に1度、介護報酬改定と併せて改正が行われている。

今般、令和3年度の介護報酬改定に併せた関係省令の改正が行われたことに伴い、本市の関係条例について、国基準に準じた改正を行うもの。

第2. 改正の内容

共通

①感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。（経過措置期間3年）

ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施

（地密 171）

イ 訪問系サービス、通所系サービス、多機能系サービス、居宅介護支援、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施

（地密 33、59 の 16、地予 31 ※数字は条番号を表します。以下同じ。）

②業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。（経過措置期間3年）

（地密 32 の 2、地予 28 の 2）

③ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。

（地密 32、56、59 の 13、123、146、169、187、地予 28、81）

④会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

（地密 33、39、40 の 2、59 の 16、59 の 17、59 の 36、87、117、138、157、158、171、175、182、地予 31、37 の 2、39、49、78）

⑤利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

（地密 202 の 2、地予 90 の 2）

⑥記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。

（地密 202 の 2、地予 90 の 2）

⑦運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

（地密 34、地予 32）

⑧高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。（経過措置期間 3 年）（地密 3、31、40 の 2、55、59 の 12、59 の 34、73、100、122、145、168、186、地予 3、27、37 の 2、57、80）

⑨情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

全てのサービスについて、国の介護関連データベースを活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。（地密 3、地予 3）

地域密着型サービス（訪問系）

（１）夜間対応型訪問介護

オペレーターの配置基準等の緩和

地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、以下について可能とする。

ア オペレーターについて、

i 併設施設等※の職員と兼務すること

（地密 47）

※短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。

（地密 47）

イ他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること。

（地密 56）

ウ複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。

（地密 56）

（２）訪問系サービス共通

サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

（地密 57）

地域密着型サービス（通所系）

（１）（介護予防）認知症対応型通所介護

管理者の配置基準の緩和

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。

（地密 66、地予 10）

（２）通所系サービス共通

①地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

（地密 59 の 15、地予 30）

②認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。（経過措置期間 3 年）

（地密 59 の 13、地予 28）

地域密着型サービス（多機能系）

（１）（介護予防）小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

（地密 82、地予 44）

（２）多機能系サービス共通

①過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間※に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。

（地密 101、地予 58）

※市町村が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービスの需要の見込みを踏まえ、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。

②認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。（経過措置期間3年）

（地密 59 の 13 準用、地予 28 準用）

地域密着型サービス（居住系）

（１）地域密着型特定施設入居者生活介護

地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

（地密 59 の 15 準用）

（２）（介護予防）認知症対応型共同生活介護

①地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。

ア 経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則 1 又は 2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は 3」とされているところ、これを「1 以上 3 以下」とする。

（地密 113、地予 74）

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定める。

（地密 110、111、113、地予 71、72、74）

②認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

1 ユニットごとに夜勤 1 人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3 ユニットのケースであって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤 2 人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

（地密 110、地予 71）

③外部評価に係る運営推進会議の活用

認知症グループホームでは、外部評価と運営推進会議の双方で「第三者による評価」が行われているが、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同

様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。

（地密 117、地予 87）

④計画作成担当者の配置基準の緩和

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

（地密 110、地予 71）

（3）居住系サービス共通

○ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。（経過措置期間3年）

（地密 123、146、地予 81）

地域密着型サービス（施設系）

（１）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行う。

ア 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

（地密 151）

（２）施設系サービス共通

①介護保険施設の人員配置基準の見直し

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。

（地密 151）

②認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。（経過措置期間 3 年）

（地密 169、187）

③口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。（経過措置期間 3 年）

（地密 163 の 3(P.35)）

④栄養ケア・マネジメントの充実

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。

ア 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）

（地密 151）

イ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。(経過措置期間 3 年)

(地密 163 の 2)

⑤個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

(地密 180)

ア 1 ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね 10 人以下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とする。

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

⑥介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付ける。(経過措置期間 6 月)

(地密 175)

令和元年度 四街道市認知症初期集中支援チーム活動実績

(1) これまでのチームに関する普及啓発

- ・高齢者支援課、地域包括支援センター窓口でのチラシの配布
 - ・認知症初期集中支援チームの啓蒙と認知症への理解を深めるための講座開催
 - ①西中A・B中学校区（西中学校） 令和元年 6月 7日 33名参加
 - ②北中学校区（福祉センター） 令和元年10月23日 17名参加
- *令和2年3月6日に鷹の台自治集会所にて開催予定だったが、コロナウイルス感染拡大の影響の為中止となった。

(2) 認知症初期集中支援の実施

①支援介入時の訪問支援対象者の状況 (人)

前年度からの引継ぎ数		4
年度内新規訪問支援対象者数		10
訪問支援対象者数		14
性別	男	10
	女	4
年齢	70～74歳	2
	75歳～79歳	4
	80歳～84歳	7
	85歳以上	1
世帯状況	独居	2
	高齢夫婦のみ	9
	その他	3
把握ルート	家族	7
	民生委員	2
	医療機関	1
	警察	1
	配偶者のケアマネジャー	2
	社協職員	1
障害自立度	J	11
	A	3
認知症自立度	I	2
	II a	1
	II b	9
	III a	2

②チーム員会議について

開催回数：16回

1回あたりの検討人数：1～3人

主な支援内容：介護保険サービス・認知症に関する理解などの家族支援

③訪問について

訪問回数：延60回（1人につき3回～9回）

1回あたりの訪問所要時間：15分～105分

訪問のほか、家族や関係機関との連絡調整に時間を費やす場合もある。

④支援終了について

年度内支援終了者：9人 終了後の引き継ぎ先 在宅継続 9人

⑤支援終了時の訪問支援対象者の状況変化

(人)

		支援介入時 (14人)	支援終了時 (<u>9人</u>) * <u>5人</u> は支援継続中
認知症の診断	あり	9	<u>7</u>
	なし	5	2
要介護度	申請なし	5	2
	申請中	3	0
	要支援1	2	1
	要支援2	0	0
	要介護1	3	<u>3</u>
	要介護2	1	3
介護サービス利用	あり	0	3
	なし	14	<u>6</u>

⑥訪問支援対象者 (9人) の支援終了後の変化及び効果

・要介護認定の変化として、申請なしであった5人のうち支援を終了していない 2人を除く 3人については、申請なし：2人、~~要介護1：1人~~、要介護2：1人となった。

申請中であった3人については、要介護1：2人、要介護2：1人の認定結果となった。

・介護サービスを利用していなかった 9人 (支援対象者の14人のうち支援を終了していない5人を除いた人数)のうち、3人がサービス利用につながった。

* 認知症初期集中支援チームでの支援終了時にはつながらなかったが、その後の関わりから介護サービスにつながるケースもあった。

・適切な医療につながらず、家族の疲弊や介護負担感も大きかったケースについてチームから医療機関へつなぎ、家族に適切な投薬や認知症の理解を働きかけた。その結果、家族の本人への接し方も変化し、周辺症状（物盗られ妄想、不眠、感情失禁など）が改善し、本人が穏やかに生活できるようになった。

・介護事業所との連携が図られ、カンファレンスを開催し、課題の共有、役割の確認などを行った。情報の共有を密にできたことで、本人・家族の支援が進んだ。その後、拒否が強く周辺症状（家族への暴言・暴力など）がある本人に対して介護サービス事業所（デイサービス）が積極的に関わったことで、本人が穏やかにサービスを利用できるようになった。

・周囲との関りを持たず、支援の拒否がある方へチーム員が地道に訪問を繰り返した結果、徐々に受け入れてもらえるようになり、身内の連絡先を把握できたことで、その後、本人支援についての話をする事ができた。

・医療機関の受診や介護サービスの利用を躊躇している家族に対して、適切なタイミングで適切な関係先へつながるよう働きかけを行うことにより、本人と家族の受入れが変化した。

(3) 今後の課題

- ・地域包括支援センターとの役割分担
- ・市民、関係機関への周知
- ・医療機関との密な連携

No.	担当	氏名	職種(主)	他資格	備考
基幹型包括	1	包括的支援	センター長	(老人・障害福祉の査察経験あり)	[担当地区] ・西中地区 ・北中地区 ・千代田中地区 [所在地] ・鹿渡無番地 総合福祉センター分館 [開所] ・月～土(祝日除く) ・8:30～17:15 [連絡先] ・TEL420-6070 ・FAX424-6707
	2	包括的支援	主任ケアマネ	看護師(保健師相当)／介護支援専門員 認知症地域支援推進員	
	3	包括的支援	保健師	介護支援専門員／認知症コーディネーター	
	4	包括的支援	主任ケアマネ	社会福祉士／介護支援専門員	
	5	包括的支援	社会福祉士	精神保健福祉士	
	6	包括的支援	社会福祉士	介護支援専門員	
	7	包括的支援	社会福祉士	介護福祉士／介護支援専門員	
	8	プランナー	介護支援専門員	社会福祉士／介護福祉士	
	9	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士	
	10	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士／主任ケアマネ	
	11	プランナー	介護支援専門員		
	12	初期集中支援チーム	保健師	介護支援専門員／認知症地域支援推進員 認知症コーディネーター	
	13	初期集中支援チーム	社会福祉士	介護支援専門員／認知症コーディネーター	
	14	生活支援体制整備	生活支援コーディネーター	看護師(保健師相当)／認知症地域支援推進員 ／社会福祉士	
	15	生活支援体制整備	生活支援コーディネーター	保健師	
	16	事務			
みなみ包括	1	包括的支援	センター長 社会福祉士	介護支援専門員／介護福祉士 認知症コーディネーター	[担当地区] ・四中地区 ・旭中地区 [所在地] ・和良比635-4 わろうべの里 [開所] ・月～土(第4月曜・祝日除く) ・9:00～17:15 [連絡先] ・TEL497-5165 ・FAX497-5166
	2	包括的支援	主任ケアマネ	介護支援専門員／社会福祉士	
	3	包括的支援	社会福祉士		
	4	包括的支援	保健師相当(看護師)	介護支援専門員／社会福祉士 認知症コーディネーター	
	5	包括的支援	社会福祉士		
	6	プランナー	社会福祉士		
	7	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士	
	8	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士	
	9	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士	
	10	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士	